（前のページより続き）

○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件（**同**五）　一〇四
○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件（**国税庁**二七）　一〇五
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二二七）　一〇六
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式を定める告示を改正する件（**特許庁**七）　一〇九
○特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定に基づく磁気ディスクへの記録方式を定める告示を改正する件（**同**八）　一〇〇
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七三〇）　一〇一
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（**同**七三一）　一〇二
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**七三二～七三五）　一〇三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**七三六）　一〇五
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一七四～一七七）　一〇六
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**関東地方整備局**二一四）　一〇七
○道路に関する件（**北陸地方整備局**五四）　一〇七
○道路に関する件（**四国地方整備局**八六）　一〇七
○道路に関する件（**九州地方整備局**七五、七六）　一〇七
○都市計画に関する件（**同**七七）　一〇七
○道路に関する件（**北海道開発局**九四～九六）　一〇七

## 〔官庁報告〕

官庁事項

国土地理院防災業務計画の修正要旨の公表について（国土地理院）　一〇七
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇七

## 〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和三年度令和四年四月分）、（令和四年度令和四年四月分）（財務省）　一〇七

# 府　令

**○内閣府令第四十二号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号及び第六十三条の八第二項第一号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年六月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）<br>**第十五条の二**　法第二十九条の四第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。第六十二条第三項第一号において同じ。）を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）<br>［二～六　略］ | （保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権）<br>**第十五条の二**　［同上］<br>一　信託業（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。）を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）<br>［二～六　同上］ |
| （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）<br>**第六十二条**　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。<br>一　次に掲げる要件の全てに該当すること。<br>イ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四 | （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）<br>**第六十二条**　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。<br>一　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第六十四条第二項第 |